

三田市共同企業体取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定建設工事共同企業体（第3条―第16条）

第3章 経常建設共同企業体（第17条―第23条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、三田市が入札を行う工事における共同企業体の取扱について、その基準を定めることにより、共同企業体の合理的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

（共同企業体の種類）

第2条 この要綱における共同企業体の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際し、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する共同企業体
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で、登録の期間を通じて結成する共同企業体

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象工事）

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 工事費がおおむね20億円以上の土木一式工事
- (2) 工事費がおおむね30億円以上の建築一式工事

2 前項のほか、当該工事が特殊な技術等を要する工事であって、特定建設工事共同企業体によることにより、効果的、円滑な共同施工が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができる。

（構成員数）

第4条 構成員の数は、2者から5者とし、対象工事ごとに定めるものとする。

（構成員の組合せ）

第5条 構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合は、直近二等級までの組合せを認めることができる。
- (2) 三田市一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録された者の組合せであること
(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規程に基づく許可業種につき、許可を有していること
 - (2) 前項の許可業種にかかる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること
 - (3) 前2号のほか、対象工事に必要とする要件を別に定める場合には、その要件を満たすこと
- 2 当該対象工事の構成員となった場合は、重ねて他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員にかかる、出資比率の最小限度基準は、次に、定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上
- (3) 4者の場合 15パーセント以上
- (4) 5者の場合 10パーセント以上

(代表構成員要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員中、より大きな施工能力を有する者とし、その出資率は構成員中最大であること
- (2) 前項のほか、対象工事に必要とする要件を別に定める場合には、その要件を満たすこと

(対象工事の指定)

第10条 対象工事の指定は、工事の規模、内容等を検討し、特定建設工事共同企業体によることが適当であると認めるものを市長が指定する。

(公告)

第11条 特定建設工事共同企業体を契約の対象として入札を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、要件及び結成方法、出資比率並びに代表構成員要件
- (6) 前各号のほか、市長が必要と認める事項

(資格審査申請)

第12条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1号)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式2号)
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) その他必要とする書類

(資格の認定)

第13条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定の有無は、前条の規定により提出された書類を審査のうえ、三田市入札参加者審査委員会に諮り認定するものとする。

(認定されなかった者に対する理由の説明)

第14条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、認定されなかった理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(存続期間)

第15条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、当該対象工事の完成後、3ヶ月を経過する日までとする。ただし、期間満了後において、当該対象工事にかかる

契約不適合責任がある場合には、各構成員は連携してその責を負うものとする。

(構成表の提出)

第16条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から20日以内に特定建設工事共同企業体編成表(様式3号)を市長に提出しなければならない。

第3章 経常建設共同企業体

(入札手続き等)

第17条 経常建設共同企業体への入札手続き等は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員数)

第18条 構成員の数は、3者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、この限りではない。

(構成員の組合せ)

第19条 同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合は直近二等級までの組合せを認めることができる。

(構成員の要件)

第20条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録を申請する業種について、法の規定に基づく建設業の許可を有していること
- (2) 登録を申請する業種について元請としての相当の施工実績を有すること
- (3) 登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること

(出資比率)

第21条 経常建設共同企業体の構成員にかかる、出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表構成員)

第22条 代表構成員は、構成員において決定された者とする。

(登録等)

第23条 経常建設共同企業体の結成手続き、登録等については、必要となる書類

等を市長が定める期日までに提出させるものとする。

- 2 一つの業者が、登録することのできる経常建設共同企業体の数は、一つの工種につき1とする。
- 3 経常建設共同企業体の存続期間は、登録の有効期間までとし、その間の構成員の変更は認めないものとする。ただし、当該期限において履行未了の契約があるときは、当該契約の履行後、発注者の承認を得て解散するまでとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(三田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱及び三田市建設工事特別共同企業体取扱要領の廃止)
- 2 三田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成5年4月1日施行)及び三田市建設工事特別共同企業体取扱要領(平成5年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日の前日までの間において、経常建設共同企業体の登録が完了しているものについては、この要綱による改正後の三田市共同企業体取扱要綱の規定による登録とみなす。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

●● 年 月 日

三田市長 ●● ●● 様

共同企業体代表者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

三田市が発注する次の建設工事の競争入札に参加したので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 共同企業体の名称

2 工 事 名

3 業 種 建築一式工事

4 構 成 員

	所在地	
(代表者) (1)	商号又は名称	
	代表者氏名	Ⓜ
	建設業許可日、番号、業種	
(2)	同 上	Ⓜ
(3)	同 上	Ⓜ
(4)	同 上	Ⓜ

5 添付書類

- (1) 共同企業体協定書
- (2) 誓約書
- (3) 委任状
- (4) 使用印鑑届

(様式第2号)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 三田市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、●●年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を監理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 %

〇〇建設株式会社 %

〇〇建設株式会社 %

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には第8条に規定する割合により構成員に欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することはできない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定による構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資割合は脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果せなくなった場合においては、従前の代表者に代えて他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇他〇社は、上記のとおり〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し1通は三田市に提出し、他は各自所持するものとする。

●● 年 月 日

代表者 所在地
商号または名称
代表者氏名

構成員 所在地
商号または名称
代表者氏名

構成員 所在地
商号または名称
代表者氏名

構成員 所在地
商号または名称
代表者氏名

(様式第3号)

〇〇共同企業体編成表

共同企業体運営委員会

委員長	〇〇〇〇	(〇〇建設株式会社〇〇)
委員	〇〇〇〇	(〇〇建設株式会社〇〇)
委員	〇〇〇〇	(〇〇建設株式会社〇〇)
委員	〇〇〇〇	(〇〇建設株式会社〇〇)

共同企業体工事事務所

所長〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)

工務長〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)

事務長〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)

工務主任(班長)	
氏名	会社名

事務主任(班長)	
氏名	会社名

工務係	
氏名	会社名

事務係	
氏名	会社名